

問6. あなたは、今まで虐待問題について学んだことがありますか。 (いくつでも○)

1. 都道府県教育委員会が開催する研修会や講演会で学んだ
2. 区市町村教育委員会が開催する研修会や講演会で学んだ
3. 教育委員会以外の都道府県（児童相談所を含む）が開催する研修会や講演会で学んだ
4. 教育委員会以外の区市町村が開催する研修会や講演会で学んだ
5. その他の機関や団体が開催する研修会や講演会で学んだ
6. 教員の養成段階で学んだ
7. 自分たちで開いた勉強会で学んだ
8. 法令、通知で学んだ
9. 書籍で学んだ
10. 雑誌で学んだ
11. 虐待問題の啓発のためのパンフレットや冊子などで学んだ
12. その他（具体的に： ）
13. 学んだことがない

問7. あなたは、虐待ケースに対応するには関係機関の連携が必要だと思いますか。 (1つだけ○)

1. 大いに思う
2. 思う
3. あまり思わない
4. 全く思わない
5. わからない

問7-1. その理由は何ですか。 (いくつでも○)

1. 虐待ケースへの対応は、通告を受けた児童相談所などの業務だから
2. 連携しても効果が期待できないから
3. 忙しいから
4. 虐待ケースに学校は関与すべきでないから
5. プライバシーを侵害しかねないから
6. 保護者との関係が険悪になるおそれがあるから
7. 虐待を受けた児童がいやがるおそれがあるから
8. その他（具体的に： ）

問8. あなたの市（町村）には、児童虐待防止ネットワークが存在しますか。（回答の手引き参照） (1つだけ○)

1. 存在する
2. 存在しない
3. わからない

問9. あなたは、児童虐待防止ネットワークのどのような会議に出席した経験がありますか。（回答の手引き参照） (いくつでも○)

1. 機関代表者による会議 → 問9-1にお答えください
2. 関係機関職員を対象とした研修会 → 問9-2にお答えください
3. 実務者で構成されるケース検討会議 → 問9-3にお答えください
4. その他（具体的に： ）
5. 会議に出席したことはない → 問9-4にお答えください
6. わからない

問9-1-①～④は、問9で「1. 機関代表者による会議」に○を付けた方のみお答えください。

問9-1-①. あなたは、機関代表者による会議に定例的に出席していますか。 (1つだけ○)

1. 定例的に出席している
2. 必要に応じ出席している
3. 出席していない

問9-1-②. 機関代表者による会議ではあなたが関係する事例が検討対象とされましたか。 (1つだけ○)

1. 検討対象とされた
2. 検討対象とはならなかった
3. わからない

問9-1-③. 機関代表者による会議の主催はどこでしたか。 (1つだけ○)

1. 市町村の福祉関係課
2. 市町村の保健関係課
3. 都道府県の福祉事務所
4. 児童相談所
5. 保健所
6. 市町村保健センター
7. その他(具体的に:)
8. わからない

問9-1-④. あなたは、機関代表者による会議をどのように評価していますか。
最も重要と思われるものから順に番号を3つご記入ください。(3つまで順に記入)

1番	2番	3番

1. 適切に運用されている
2. 形式ばかりにとられて本来の機能を発揮していない
3. ただ人が集まって雑談的に意見を述べ合う井戸端会議のような会議になってしまっている
4. 限られた機関または人が情報を抱え込んでしまう結果、十分な情報共有や迅速な対応ができないことが多い
5. 機関間で感情的に対立し、建設的な議論にならないことが多い
6. 発言や取り決め内容がその後の対応に活かされないことが多い
7. わからない

問9-2-①～②は、問9で「2. 関係機関職員を対象とした研修会」に○を付けた方のみお答えください。

問9-2-①. その研修会の主催はどこでしたか。 (いくつでも○)

1. 市町村の福祉関係課
2. 市町村の保健関係課
3. 都道府県の福祉事務所
4. 児童相談所
5. 保健所
6. その他(具体的に:)
7. わからない

問9-2-②. あなたは、その研修会をどのように評価していますか。 (1つだけ○)

1. とても役に立った
2. まあまあ役に立った
3. あまり役に立たなかった
4. 全く役に立たなかった

問9-3-①～④は、問9で「3. 実務者で構成されるケース検討会議」に○を付けた方のみお答えください。

問9-3-①. あなたは、実務者で構成されるケース検討会議に定例的に出席していますか。 (いくつでも○)

1. ほとんど出席している
2. 必要に応じ出席している
3. 出席していない

問9-3-②. 実務者で構成されるケース検討会議では、あなたが関係する事例が検討対象とされましたか。 (1つだけ○)

1. 検討対象とされた
2. 検討対象とはならなかった
3. わからない

問9-3-③. 実務者で構成されるケース検討会議の主催はどこでしたか。 (1つだけ○)

1. 市町村の福祉関係課
2. 市町村の保健関係課
3. 都道府県の福祉事務所
4. 児童相談所
5. 保健所
6. 市町村保健福祉センター
7. その他(具体的に:)
8. 主催機関は決まっていない
9. わからない

問9-3-④. あなたは、実務者で構成されるケース検討会議をどのように評価していますか。最も重要と思われるものから順に番号を3つご記入ください。 (3つまで順に記入)

1番	2番	3番

1. 適切に運用されている
2. 中味がなく、形骸化している
3. ただ人が集まって雑談的に意見を述べ合う井戸端会議のような会議になってしまっている
4. 限られた機関または人が情報を抱え込んでしまう結果、十分な情報共有や迅速な対応ができないことが多い
5. 機関間で感情的に対立し、建設的な議論にならないことが多い
6. 発言や取り決め内容がその後の対応に活かされないことが多い
7. 会議で個人情報を提供することは守秘義務に違反すると思う
8. 個人情報が外部に洩れるのではないかと不安である
9. わからない

問9-4は、問9で「5. 会議に出席したことはない」に○を付けた方のみお答えください。

問9-4. その理由は何ですか。 (いくつでも○)

1. 忙しいから
2. 会議に出席しても効果が期待できないから
3. 出席することに周囲の理解が得られにくいから
4. 会議出席への要請がないから
5. 該当事例がないから
6. 児童虐待防止ネットワークの会議があることを知らなかった
7. その他 (具体的に:)

問10. あなたは虐待に関する学校の対応についてどう思われますか。 (いくつでも○、1つだけ◎)
該当する番号を全て○で囲み、その中で最も該当するもの1つを◎で囲んでください。

1. 適切に対応している
2. 担任が一人で抱え込んでしまっていることが多い
3. 学校として問題を抱え込んでしまっていることが多い
4. 対応が遅い
5. 他の機関と連携していこうという姿勢が乏しい
6. 校内で虐待問題について協議する機会が少ない
7. 虐待問題に対する専門的知識が不足している
8. 児童虐待対応のための校務分掌 (役割分担) のシステム化が図られていない
9. その他 (具体的に:)

問11. あなたは、児童相談所に通告したり、児童相談所と連携した経験がありますか。 (1つだけ○)

1. 経験がある
2. 経験がない

問12. あなたは、児童相談所の虐待対応にどのようなことを期待しますか。
最も重要と思われるものから順に番号を3つご記入ください。(3つまで順に記入)

1番	2番	3番

1. 迅速な対応
2. 家庭から子どもを引き離すべきかどうかについての的確な判断
3. 保護者の権利より子どもの権利を優先してほしい
4. フットワークのよさ
5. 職権による子どもの保護
6. 保護者が拒否しても職権によって家庭内に立ち入るなど、積極的な調査を行うべき
7. 子どもや保護者への指導
8. 専門的な観点からの学校などへの助言や支援
9. 24時間の対応体制
10. 調査結果や援助方針、援助経過などについての学校への積極的な情報提供
11. その他(具体的に:)

問13. あなたは、児童相談所に対しどのようなイメージを持っていますか。(いくつでも○)

1. 適切に対応している
2. 対応が遅い
3. 家庭から子どもを引き離すべきかどうかについての判断が甘い
4. 子どもの権利より保護者の権利を優先しているため、弱腰である
5. フットワークが悪い
6. 専門性が高くない
7. 職員が不足しており、忙しい
8. 調査結果や援助方針、援助経過などについて学校への情報提供が不十分
9. 事態が改善されていないにもかかわらず、保護した子どもをすぐ家に帰そうとする
10. その他(具体的に:)

問14. 児童虐待によりよく対応するため、教育行政に何を望みますか。

(いくつでも○)

1. 児童虐待についての研修の充実
2. 児童虐待に対応する教員の加配
3. スクールカウンセラー等専門家の配置や派遣
4. 児童虐待対応のための校務分掌のシステム化
5. 誤った通告をしても法的責任を問われたり勤務評定上の不利益がないことを周知徹底すること
6. 校内のチームワーク形成に向けた管理職の指導力の向上
7. 被虐待児童救済のための関係機関からなるサポートチームづくり
8. 虐待対応について相談できる専門機関の整備
9. その他(具体的に:)
10. 特になし

問15. 下記の各事例に対して、児童福祉の現業機関に連絡や通告をする必要があると思いますか。
あなたの考えに最も近い選択肢を選んで、その欄の数字を○で囲んでください。

※各行為の状況設定があいまいなところは、自分なりに解釈してお答えください		明らかに必要がない	多分必要ない	どちらともいえない	多分必要がある	明らかに必要がある
1	親がパチンコをしている間、乳幼児を車に残しておく	1	2	3	4	5
2	罰として、子どもを夜中まで外に立たせておく	1	2	3	4	5
3	親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている	1	2	3	4	5
4	乳幼児が泣いても無視して、抱っこしてあげない	1	2	3	4	5
5	夜、子どもを寝かしつけてから、夫婦で遊びに出かける	1	2	3	4	5
6	親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る	1	2	3	4	5
7	子どもの腹を足で蹴り上げる	1	2	3	4	5
8	他の兄弟と比べて「お前はダメだ」という	1	2	3	4	5
9	子どもが仲間を家に呼んで飲酒しているのに、親は何も言わない	1	2	3	4	5
10	親の性的満足のために自分の性器を子どもに触らせる	1	2	3	4	5
11	親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった	1	2	3	4	5
12	子どもが嫌がるのに、年齢不相応な早期教育を強要する	1	2	3	4	5
13	親が洗濯しないので、子どもはいつも不衛生な服を着ている	1	2	3	4	5
14	子どもにタバコの火を押しつける	1	2	3	4	5
15	太っているのを気にしている子に、親が「お前はいつ見てもデブだね」という	1	2	3	4	5
16	親が自分の好みで娘に露出度の高い服を着せる	1	2	3	4	5
17	親が18歳未満の子どもと性交する	1	2	3	4	5
18	幼児同志が刃物で遊んでいるのに止めない	1	2	3	4	5
19	親が子どもを叩いたら、医者による治療が必要な外傷が生じた	1	2	3	4	5
20	親が言葉をかけないので、子どもの発達が遅れている	1	2	3	4	5
21	罰として、子どもに長時間正座させる	1	2	3	4	5
22	子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない	1	2	3	4	5
23	親が思春期の娘の胸を愛撫する	1	2	3	4	5
24	子どもに「あんななんか生まれてこなければよかった」としばしば言う	1	2	3	4	5
25	親がギャンブルにお金を使ったため、給食費が払えない	1	2	3	4	5
26	子どもの高熱を座薬によって下げ、翌朝、保育所に連れて行く	1	2	3	4	5
27	子どもの話しかけを一切無視して答えない	1	2	3	4	5
28	「殺してやる」と真剣な表情で包丁を子どもに突きつける	1	2	3	4	5
29	親が酒に酔うと、子どもを叩いている	1	2	3	4	5
30	罰として、子どもの頭をつるつるに剃る	1	2	3	4	5
31	家出した子どもが帰ってきても、家に入れない	1	2	3	4	5
32	親が子どもの性器を愛撫する	1	2	3	4	5
33	親が子どもの世話をいやがり、ミルクを与える回数が不足している	1	2	3	4	5
34	親が性交の様子などを含めて自分の異性体験について子どもに話す	1	2	3	4	5
35	罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる	1	2	3	4	5
36	子どもに慢性疾患があり、生命に危険があるのに、病院に連れて行かない	1	2	3	4	5
37	親がカラオケなどで遊んでいて家に帰らず、食事を作らない	1	2	3	4	5
38	親が子どもを叩いたら、あざができた	1	2	3	4	5
39	親が子どもにポルノビデオを見せる	1	2	3	4	5

質問は以上で終了です。ご協力、誠にありがとうございました。

回答の手引き

調査票Ⅱ：事例調査

事例番号

○ 複数の事例がある場合、事例ごとに「1」「2」「3」などの通し番号をふってください。きょうだいの場合は、事例番号は同一となります（当該調査票でお答えいただく事例がきょうだいで虐待されているのかどうかを識別する上で重要となりますので、きょうだいの場合は必ず同一の番号をふってください）。

【問2】

虐待の定義は次のとおりです。

- ① 身体的虐待：なぐる、ける、たばこの火を押しつける、熱湯をあびせる、浴槽におぼれさせるなど、からだに加えられる虐待
- ② ネグレクト（養育の拒否、怠慢）：幼い子どもを家に置いたまま度々外出する、車内に子どもを置いたまま車を離れるなど子どもの安全を脅かす行為、十分な食事を与えない、病気やけがをしても病院につれていかない、お風呂に入れない、おしめを替えないなど、健康状態をそこねる行為
- ③ 性的虐待：性的な行為を強要する、性器や性的な行為を見せる、子どものポルノ写真をとるなど、子どもの性的な権利を脅かす行為
- ④ 心理的虐待：「おまえなんかいない方がいい」というような、子どもの存在を否定したり自尊心を傷つけるような暴言、きょうだい間の極端な差別、甘えてきても無視するなど、子どもの心を深く傷つける行為

【問8】【問10-1】

○ 児童虐待防止ネットワーク、ネットワークにおける会議についてご説明させていただきます。

虐待は、養育上の悩み、地域からの孤立、夫婦関係の不和、経済的な問題など、様々な問題が複雑に絡んで発生するといわれています。このため、1つの機関だけで対応するには限界があり、様々な機関が連携し合うことが極めて重要となります。また、在宅で援助が行われた場合、地域で親子を見守っていくことが大切ですが、各都道府県に2～3ヶ所しかない児童相談所だけでこれを行うのは不可能です。その点、学校や幼稚園、保育所、放課後児童クラブを実施している児童館などは毎日子どもの様子を観察できます。したがって、児童相談所とこれらの施設が日常的に情報を共有し合うことが大切になります。

このように、虐待の事例では、関係機関の連携が不可欠となりますが、そのためには、普段から関係者同士が集まり、虐待問題に対する理解やお互いの機関の役割などについて相互理解を図ることが大切になります。虐待防止という共通の目的のために、関係機関同士が会議などを通じて理解し合い、知恵を出し合い、つながり合うことが「虐待防止ネットワーク」です。平成16年の児童福祉法改正により児童虐待防止ネットワークは「要保護児童対策地域協議会」として法定化さ

れています。

なお、ネットワーク会議、要保護児童対策地域協議会は、主に3つの会議に分けることができます。

- ① 代表者会議：関係機関の代表者が集まり、それぞれがもっている情報を交換したり、虐待対策などについて協議する会議
- ② 実務者会議：関係機関の実務者が定例的に集まり、情報交換・援助ケースの総合的把握・啓発活動等を行う会議
- ③ ケース検討会議：関係機関の担当者たちが集まり、個々の事例についてそれぞれがもっている情報を交換したり、役割分担を決めるなど、今後の援助のあり方について話し合う会議

事務局(調整役)は、自治体によって異なりますが、市町村の児童福祉を担当している係が事務局になっているケースが多くなっています。

【問 9】

○「通告」について

児童福祉法第 25 条は、次のように定めています。

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

調査票Ⅲ：意識調査

【問 1】

○「虐待が疑われる事例」とは

他の児童や父兄からの情報をはじめ、生傷が絶えない、急に元気がなくなった、火傷の痕が見られる、衣服や体が極端に不潔である、家で食事を食べさせてもらっていないようだなど、「虐待」との確証はないが、虐待を受けているおそれがあると思われる事例をさします。

【問 3-2】【問 4】

○「通告について」

児童福祉法第 25 条は、次のように定めています。

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

【問 8】【問 9】

○ 児童虐待防止ネットワーク

この「回答の手引き」【事例調査】の【問 8】【問 10-1】の記述をお読みください。

II. 研究成果の刊行に関する一覧表

著者名	タイトル	発表誌名	巻号	ページ	出版年
才村純	虐待予防と子育て支援ネットワーク	子育てネットワークによる小・中学生交流事業報告書	2006年版	87	2006
才村純 澁谷昌史 有村大士 ほか	「児童相談所における児童の安全確認・安全確保の実態把握及び児童福祉法第28条に係る新たな制度運用の実態把握に関する調査研究	平成 17 年度児童関連サービス調査研究事業報告書	(単体)		2006
才村純 澁谷昌史 有村大士 ほか	「児童相談所における家族再統合援助の実施体制のあり方に関する研究	日本子ども家庭総合研究所紀要	第 42 集 (平成 17 年度)	147-175	2006
才村純	「パーマネンシーの保障に向けて」	平成 17 年度厚生労働科学研究 (子ども家庭総合研究事業) 報告書「子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究」(主任研究者: 庄司順一)	(単体)	28-31	2006
才村純	疲弊する児童相談所-その現状と課題	CAP ニュース	61	1-4	2007
玉井邦夫	学校現場および教育行政における虐待対応の実態と課題	子どもの虐待とネグレクト	Vol18 No.2	183-189	2006

ガイドライン

※ 本報告書では、ガイドラインの目次及び概要版だけを掲載しています。

子ども虐待対応ガイドライン

～保育所、幼稚園の保育者のために～

平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）
「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」
（主任研究者：才村 純）

目 次

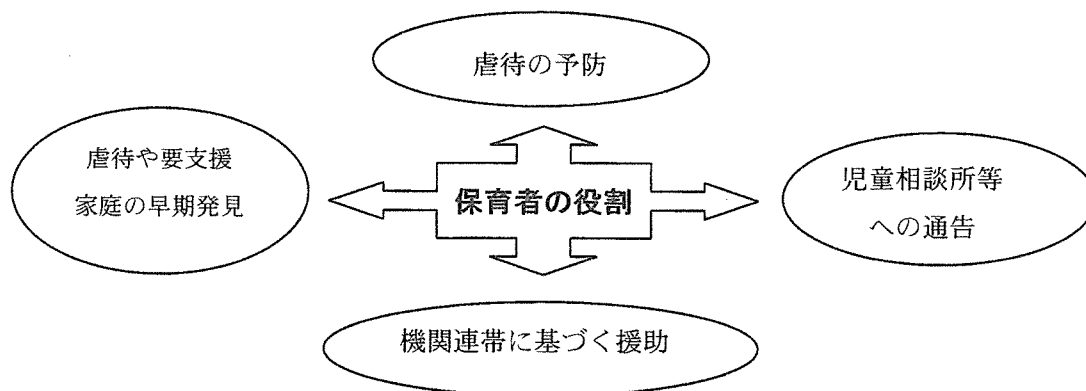
ガイドラインの概要	3
第1部 子ども虐待を理解する	19
1. 虐待とは	20
2. 虐待としつけの関係	22
3. 虐待の種類	24
4. 虐待の現状	30
5. 虐待はなぜ増えているのか	36
6. 虐待はどうして起きるのか	37
7. どのような家庭に虐待は起きやすいのか（虐待のハイリスク要因）	39
8. 虐待は子どもにどのような影響を及ぼすのか	43
9. 発達障害と子ども虐待	47
10. 社会は子ども虐待をどう受け止めてきたのか	50
第2部 虐待から子どもを守るための制度	52
1. 虐待を受けた子どもを守るための制度的仕組み	53
2. 虐待防止制度と保育所・幼稚園の役割	57
3. 児童相談所とは	62
4. 児童福祉施設とは	65
5. 里親とは	67
6. 虐待に対応するその他の機関	71
7. 虐待防止ネットワークとは	75
8. 虐待に対する国の取組みと各種事業	78
第3部 虐待への対応	86
1. 保育所・幼稚園保育者の役割	87
2. 早期発見のポイントー虐待を疑わせる兆候ー	92
3. 虐待が疑われる場合の対応	94
（1）保育所・幼稚園としてどこまで介入すべきか	94
（2）子どもへの対応	96
（3）保護者への対応	100
4. 通告について	106
（1）通告とは	106
（2）いつどこに誰が通告するのか	106

(3) 通告には正式な書類が必要か	110
(4) 通告にあたってどのようなことを伝えるか	111
(5) 通告した後はどうなるのか	112
(6) 守秘義務と個人情報保護の関係	115
(7) 通告することを上司に止められているが	116
(8) 保護者との対立を避けたい	118
(9) 通告をした後は何をすればいいのか	120
5. 保育所・幼稚園内の対応体制と機関連携	121
(1) 保育所・幼稚園内の相談体制	121
(2) 保育所・幼稚園内の進行管理	127
(3) 関係機関との連携	130
(4) 研修	140
6. 援助のポイント	145
(1) 子どもへの援助の原則	145
(2) 保護者への援助の原則	148
(3) 一時保護に向けた援助	152
(4) 施設入所した子どもへの援助	153
(5) 家庭復帰の際の援助	153
(6) 児童虐待防止プログラム (CAP) について	154

ガイドラインの概要

1. 保育所・幼稚園保育者の役割

保育所・幼稚園は、子どもや保護者にとってきわめて身近な機関であり、虐待を早期に発見できるなどさまざまな利点を有している。虐待の防止に積極的な役割を果たしていくことが教職員に求められている。



虐待の予防

暴力から自らを守る知識や技術を教える

- ・ 幼児用CAP（子どもへの暴力防止プログラム）等の導入

保護者に対して虐待防止を啓発する

- ・ 虐待および子育て支援に関する講習会
- ・ 虐待防止のチラシ・リーフレットの配布

長期的視点で取り組む

- ・ 子どもたちがやがて親となったときをイメージした長期的視点

虐待や要支援家庭の早期発見

子どもは虐待の状況から自ら逃れることができない

- ・ 虐待の兆候を見逃さない（→第3部 2.「早期発見のポイント」）
- ・ 虐待を疑ったら、一人で抱え込まずにまず相談

死亡事例の8割は5歳以下！（厚生労働省死亡事例に関する検証 平成18年3月より）

児童相談所等への通告

- ・ 虐待の疑いのある子どもに気づいた場合は児童相談所等へ通告する。

機関連携に基づく援助

- ① 児童相談所等への相談を保護者に勧める
 - ・ 児童相談所等と事前に綿密に打ち合わせを行い、役割分担をする。
- ② 調査や保護における児童相談所との連携
 - ・ 情報を正確に伝える。
 - ・ 外傷等は写真に撮り記録として残す。
- ③ 虐待を受けた子どもへの配慮
 - ・ 子どもの置かれた環境や心理面の理解
(→第3部 6. (1)「子どもへの援助の原則」)
- ④ 親子分離された子どもへの援助
 - ・ 一時保護所や施設を訪問し、子どもに安心感を与える。
- ⑤ 虐待防止ネットワークへの参加
 - ・ 虐待の解決は一つの機関だけでは不可能
(→第2部 7.「虐待防止ネットワークとは」)

2. 早期発見のポイント（虐待を疑わせる兆候）

子どもの様子

- ① 不自然に子どもが保護者に密着している
- ② 子どもの反応が乏しく、笑顔が少ない
- ③ 子どもが保護者を怖がっている
- ④ 体重・身長が著しく年齢相応でない
- ⑤ 年齢不相応な性的な興味関心・言動がある
- ⑥ 年齢不相応な行儀の良さなど過度のしつけの影響が見られる
- ⑦ 子どもが無表情・凍りついた凝視があったり、ぼんやりしていることが多かったりする
- ⑧ 子どもと保護者の視線がほとんど合わない
- ⑨ 子どもの言動が乱暴で他者とうまく関われない
- ⑩ 服装の下などの見えない部分をはじめとして、不自然な傷や同じような傷がある
- ⑪ 自分は生まれてこなければよかったというような自己否定の言葉を発する
- ⑫ おやつや給食に対し異常なほどの食欲を示し、何度もおかわりを要求する
- ⑬ 人間や動植物、あるいは物に対しての攻撃性が強く、その理由もはっきりしないことがある
- ⑭ 衣服や身体、髪の毛がいつも不潔である
- ⑮ 何日間も同じ衣服を着ている
- ⑯ 触られることを嫌がる
- ⑰ 連絡や理由もなく、長期にわたって保育所・幼稚園を欠席している
- ⑱ 貧血など栄養失調状態がある

保護者の様子

- ① 子どもが受けた外傷や状況と保護者の説明につじつまが合わない
- ② 保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う
- ③ 保護者が子どもの養育に関して拒否的、あるいは無関心
- ④ 泣いてもあやさない
- ⑤ 絶え間なく子どもを叱る・罵る
- ⑥ 保護者がアルコール・薬物依存症である
- ⑦ 保護者が精神的な問題で診断・治療を受けている
- ⑧ 保護者が医療的な援助に拒否的、あるいは無関心
- ⑨ 小さな子どもを残してよく外出している
- ⑩ 保護者に働く意志がない
- ⑪ DVなど、夫婦間の関係性が著しく悪い
- ⑫ しつけに偏るなど、極端な養育方針を持っており、他者のアドバイスに耳を貸さず逆に興奮して攻撃性を発揮する

生活環境

- ① 家庭内が著しく乱れている、あるいは不衛生である
- ② 不自然な転居歴がある
- ③ 家族・子どもの所在がわからなくなる
- ④ 過去に虐待歴がある
- ⑤ 家庭内の著しい不和・対立がある
- ⑥ 経済状態が著しく不安定

日本子ども家庭総合研究所編(2005)「子ども虐待対応の手引き」有斐閣より一部改変

3. 虐待が疑われる場合の対応

(1) 保育所・幼稚園としてどこまで介入すべきか

虐待の発見

そのきっかけは？

- ・身体的状況から
- ・子どもの言動から
- ・子どもの話から
- ・登園状況から
- ・保護者の様子から

ここを
チェック

きょうだいの話、他の保護者の話
他の子どもの話から

- ・子どもの様子がいつもと違う
- ・説明のつかない外傷がある
- ・衣服や身体髪の毛などが極端に不潔
- ・発育不良が顕著
- ・登園状況が不安定
- ・送り迎えの際の保護者の様子がいつもと違う
- ・連絡のない長期欠席
- ・きょうだいや他の保護者からの情報にも注意

過去を振り返っての検証が可能なように
個別経過記録や発達記録を整備しておく。

<質問>どのような経緯で虐待を把握されましたか？

	身体的状況	子どもの言動	子どもの話	登園状況	保護者の様子
保育所	54.5%	28.1%	19.5%	26.3%	30.7%
幼稚園	33.7%	26.3%	20.0%	20.0%	32.6%

事実の確認

乳幼児は自身の身に起こっていることを言語化できないので詳細な観察が必要

- ・子どもが話しやすい雰囲気を作るのが重要
- ・どのように家庭へ接触して情報を収集するか

(→第3部 5.「保育所・幼稚園内の対応体制と機関連携」)

(→第3部 6.「援助のポイント」)

* 子ども自身だけの力では生存権を保障できない

* 深刻な場合はすばやい対応を心がける

保育所・幼稚園としてどこまで介入するか

保育所・幼稚園の介入は、子ども自身と家族に限定する

「子どもが家庭内で安全であるか」「保護者が適切に養育を行っているか」の2点から介入すべきかどうかを判断する。



- ・ 踏み込んだ情報収集は市町村や児童相談所に相談する
- ・ 家族関係の調整などの直接的な介入や、保護者が介入に拒否的な場合は、保育所・幼稚園が単独では対応しない

虐待を疑う事実を発見した場合は・・・

全職員が共通意識を持って客観的な情報を収集する。

(2) 子どもへの対応

* 虐待を受けた子どもへの対応は難しい

- ・ 緊急避難を第一に考え、保護に努める

子どもは自分自身の力で危険な状態を脱することはできないので、子どもの状態を確認し、保護することを第一に考える。

- ・ 状況に応じた最善の対策を考える

早い時期児童相談所や市町村福祉主管課に連絡をし、必要があれば緊急一時保護など、保護の視点で適切な対応を考える。

虐待種別による対応

- ・ 身体的虐待の場合

傷やあざの手当てを行う。記録として残す(写真など)。

原因を追究するより子どもに安心感を与えることを優先させる。

- ・ 性的虐待の場合

事実把握は非常に困難である。性的虐待を感じさせる行動(自分や他人の性器を触ろうとする・トイレを覗こうとする・性に関して異常な興味を示す等)に注意を払う。

- ・ 心理的虐待の場合

保護者の子どもに接する姿勢や子どもの不適応行動(行動が乱暴・落ち着きがない等)から発見されることが多い。子どもに対して具体的な愛情表現を心がける。

- ・ ネグレクトの場合

生活そのものを支えるために、児童委員や保健センター等と連携して家庭で不足している栄養の補完や衛生状態を確保する。精神的・心理的ケアにも配慮する。

(3) 保護者への対応

—虐待が疑われる保護者は、強い警戒感を示すなど、かかわりが難しい—

保護者が抱えるストレスなどに共感的な態度で接する。

時間をとって話を聞いたり、連絡帳を用いるなどでコミュニケーションを図る。

- ・子どもが保護者の加害行為を認めている場合

* 危険度や緊急度により対応が分かれる。

＜緊急度が高い場合や判断に迷う場合は虐待対応機関へ通告＞

緊急度が低い場合 → 保護者面談等で保護者から話を聞く。

- ・子どもが虐待を否認している場合

家庭での親子の状況を確認する。

- ・虐待の有無に話を集中させず、家庭生活全般の話聞く。
- ・保育所・幼稚園の「疑問や不安」を「心配」として伝える。

虐待種別による対応

- ・身体的虐待の場合

しつけであることを主張する場合、保護者としての愛情や思いは受け止めつつも、その行為は虐待であることを告げる。通告は法的な義務であることを理解してもらう。

* 対応に難しさを感じたら、専門機関に相談をする。

- ・性的虐待の場合

かかわりの中心は児童相談所になる。

- ・心理的虐待の場合

適切な対人関係が持てない保護者が多い。

担当者が一人でかかわるのではなく、保育所・幼稚園全体として対応する。

- ・ネグレクトの場合

生活全体の変化が必要なため関係機関との連携のうえ長期的な対応が必要になる

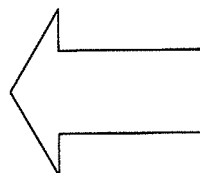
保護者支援の視点

—虐待の背景として—

保護者自身が、社会的弱者である
被害者であるという側面がある

児童虐待の解決には
保育所・幼稚園だけでは困難
* ネットワークの必要性

精神障害や知的障害
経済的な困窮
社会的不適応



他機関と連携し
保護者を含めた家族全体への援助が必要

4. 通告について

(1) 通告とは

通告とは

通告とは虐待を発見した人が、児童相談所や市町村の窓口、福祉事務所に連絡すること

- * 虐待を発見した人は通告の義務がある。
- * 『疑い』の場合でも通告義務がある。

<質問>虐待の確証がなくとも、疑いの段階でも通告ができることを知っていますか？

「知らなかった」 22.7% (保育所教職員)

31.0% (幼稚園教職員)

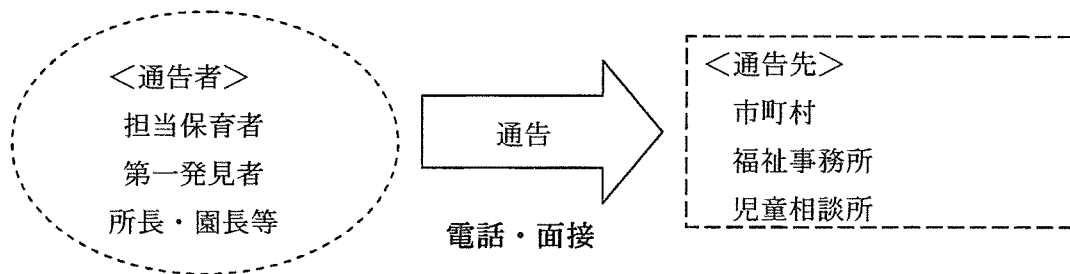
(2) いつどこに誰が通告するのか

いつ	どこに	誰が
発見した場合は速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・福祉事務所 ・児童相談所 * 暴力行為の阻止など緊急の場合は警察への通報も可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当保育者 ・第一発見者 ・所長・園長等（組織上の役職者） <p>立場、資格は問わない。通告義務は国民一般に課せられている。</p>

* 通告者の情報については、通告者の了解なしに当事者や第三者に漏れることはない。

(3) 通告には正式な書類が必要か

通告の方法



通告に際して優先すべきことは、有用な情報を迅速に伝える、ということ。

まず、第一報の電話が重要。必要な文書は追って用意する。

<質問>通告は面談・電話でもいいことを知っていますか？

「知らなかった」 17.0% (保育所教職員)

25.4% (幼稚園教職員)